

事例1-(1)-⑥													
件名	浄化槽の法定検査の点検項目												
改善の方向	環境省は、浄化槽管理者の負担の軽減を図るため、法定検査について、更に推進することも含め、全国の法定検査に関する実態を踏まえ、法定検査の在り方を見直す必要がある。												
意見・要望等	浄化槽の法定検査の実施項目の軽減を検討してほしい。 (浄化槽管理者)												
府省名	環境省												
関係法令名	浄化槽法（昭和58年法律第43号）												
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>浄化槽管理者は、毎年1回、都道府県知事が指定する指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受けなければならない（浄化槽法第11条）。</p> <p>また、法定検査の項目については、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法、その他必要な事項について」（平成7年6月20日付け衛浄第33号。厚生省生活衛生局水道環境部長通知）及び「浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成14年2月改訂版）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室。以下「ガイドライン」という。）により、表のとおり示されている。</p> <p style="text-align: center;">表 浄化槽法第11条に基づく法定検査の主な検査項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>検査項目</th> <th>主な項目内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>75項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・設置状況（浄化槽の破損又は変形の状況 等） ・設置の稼働状況（ポンプの稼働状況 等） ・水の流れ方の状況（流入管渠の水路の状況 等） ・使用の状況（油脂類の流入状況 等） ・悪臭の発生状況（悪臭の発生状況 等） ・消毒の実施状況（消毒剤の有無 等） ・か、はえ等の発生状況 </td> </tr> <tr> <td>水質検査</td> <td>5項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（PH） ・汚泥沈殿率 </td> </tr> <tr> <td>書類検査</td> <td>6項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検記録（記録の有無、内容 等） ・清掃記録（記録の有無、内容 等） </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）ガイドラインに基づき当省が作成した。</p> <p>さらに、平成7年6月、厚生省（当時）は、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（平成7年6月20日付け衛浄第35号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）により、都道府県及び政令市に対して、法定検査の効率化、実施率の向上を図るため、環境省との協議を行い、BOD検査（注）の導入による効率化検査の実施を図る方策を</p>	区分	検査項目	主な項目内容	外観検査	75項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況（浄化槽の破損又は変形の状況 等） ・設置の稼働状況（ポンプの稼働状況 等） ・水の流れ方の状況（流入管渠の水路の状況 等） ・使用の状況（油脂類の流入状況 等） ・悪臭の発生状況（悪臭の発生状況 等） ・消毒の実施状況（消毒剤の有無 等） ・か、はえ等の発生状況 	水質検査	5項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（PH） ・汚泥沈殿率 	書類検査	6項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検記録（記録の有無、内容 等） ・清掃記録（記録の有無、内容 等）
区分	検査項目	主な項目内容											
外観検査	75項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況（浄化槽の破損又は変形の状況 等） ・設置の稼働状況（ポンプの稼働状況 等） ・水の流れ方の状況（流入管渠の水路の状況 等） ・使用の状況（油脂類の流入状況 等） ・悪臭の発生状況（悪臭の発生状況 等） ・消毒の実施状況（消毒剤の有無 等） ・か、はえ等の発生状況 											
水質検査	5項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（PH） ・汚泥沈殿率 											
書類検査	6項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検記録（記録の有無、内容 等） ・清掃記録（記録の有無、内容 等） 											

示している。

(注) BOD検査とは、浄化槽内の微生物が、水中の有機物などを酸化分解するのに必要な酸素量(生物化学的酸素要求量。略称はBOD)を測定する検査であり、酸素量が大きいほど水は汚れた状態、小さいほど水はきれいな状態と判断される。また、効率化検査とは、BOD検査を導入することにより、ガイドラインで示された検査項目を軽減して実施する検査を指す。

[問題となる実態等]

環境省では平成7年度から効率化検査の推進を図っており、導入から20年近く経過していることもあり、26年2月末現在、効率化検査を導入しているのは30都道府県となっている。また、環境省は、効率化検査を導入していない17都道府県のうち5都道府県については、効率化検査の導入を検討中であるとしており、これを含めると4分の3の都道府県で導入されることとなる。

また、今回、調査した3都道府県においては、1都道府県では20人規模の浄化槽の検査費用が全項目検査では5,000円のところ、効率化検査では3,800円に軽減され、検査時間についても、2都道府県では全項目検査が30分程度であるところ、効率化検査では20分程度に短縮されている。

一方、環境省では、効率化検査の導入や導入の際にどのような方法(項目の省略等)で検査を実施するかについては、都道府県の判断であり、その前提として、地域における浄化槽の設置数、地理的条件、現時点での受検率の状況等により、必要となる検査体制や検査コスト等が異なってくることから、効率化検査の実施や省略する項目は、現状では、これらの状況に応じて異なる場合があってもやむを得ないものとしている。

なお、環境省では、法定検査のあり方についての検討を進め、効率化検査の考え方と同様に、「BOD検査導入」による検査業務効率化を図る「基本検査」が提案されているが、未だ、導入はされていない。